

未成年の契約

家庭でお金の勉強を

(2009年12月1日掲載原稿)

最近、消費生活センターには未成年の子供が親に無断で、高額な買い物をしたが、取消しができないかという相談がよせられることがあります。

未成年者は、社会的経験も浅く、利害を判断する知識や能力もまだ十分とはいえないため借金や売買などの法定行為をするには、法定代理人（両親等）の同意が必要です。同意を得ないでした契約は取り消すことができ、その契約は初めからなかったこととなります。すでに、商品を受け取っている場合は返品し、代金を払っていただければ返してもらうことができます。

契約の取消しは、未成年者本人、法定代理人（両親等）のどちらもできます。ただし、未成年者であっても、次のような場合には取り消すことができません。

自分から成年者と偽る。

契約の総額が、小遣いの範囲内の金額である。

未成年で契約したが、成年になっても支払を続けた。

両親が代金を支払ったり、商品を請求した。

法律上の結婚をしている。

現代は、小学生が、お年玉や貯めたお小遣いを手に、ゲーム機を購入したり、中高生が高価なブランド品を購入したりなど、お小遣いの額、使いかたも多様化しており、更に小遣いの範囲の金額が明確に定められていないこともあり、店側が取消しに感じない場合もあるようです。トラブルに巻き込まれないためにも、日ごろから、家庭での金銭管理に注意を払い、お金の使い方、使える範囲などを家庭でしっかりと話し合うことも必要です。